

● 子育て世帯への臨時特別給付金 離婚などで給付対象となった人向け ●

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける子育て世帯の生活を応援するため、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給していますが、令和3年9月以降に離婚するなどして令和4年2月28日時点で18歳以下の児童を養育しているにもかかわらず、当給付金を受け取れなかった人を対象に「子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)」を支給します。下記のどれかに当てはまる人は申請してください。

対象者

- ①令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった人
- ②令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)を養育する主な生計維持者ではなかったが、令和4年2月28日時点で高校生などの主な生計維持者になっている人
- ③その他これらに準ずる人(離婚調停中の人など)

問合せ 市福祉課児童福祉係 (☎22-2111 内線1145)

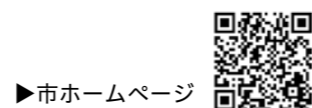
支給額

児童1人当たり10万円を上限に支給
 ※「子育て世帯への臨時特別給付金」をすでに受給している元配偶者などから給付金相当額の金銭などを受け取っている場合や、元配偶者などが給付金相当額を対象児童のために使っている場合は、それらの分を控除(減額)して支給します。

申請方法

市ホームページから申請書をダウンロードし、必要な書類を添えて市福祉課児童福祉係に提出してください。

※詳しくは市ホームページでご確認ください。



▶市ホームページ

申請期限 4月28日(木)

※申請書の不備などで振り込みができない場合や、連絡・確認ができない場合は支給できませんのでご注意ください。

● 人吉市議会基本条例(案)について皆さんの意見を募集します ●

市議会では、議会制度研究会*で人吉市議会基本条例の制定に向けて検討を重ねてきました。本条例の案を、より良いものとするために、広く皆さんからの意見を募集します。

※議会制度研究会……全議員で構成し、社会情勢に対応できる議会制度・あり方について研究・検討を行っています。

意見を提出できる人

- 市内に在住・在勤・在学する人
- 市内に事務所や事業所を持つ個人・法人そのほかの団体

提出方法

次の「閲覧・提出場所」にある意見募集用紙に記入し、投函箱に投函してください。市議会事務局(カルチャーパレス仮本庁舎2階)へ直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、メールでも提出できます。

〒868-8601 人吉市下城本町1578番地1
 人吉市議会事務局 宛
 FAX 24-7869

問合せ 市議会事務局 (☎22-5381 (直通))

☎ gikai@hitoyoshi.kumamoto.jp

閲覧・提出場所

- カルチャーパレス仮本庁舎1階ロビー
- 市役所西間別館(正面玄関を左)
- 各校区コミセン(西瀬コミセンを除く)
- 市ホームページ

募集期限 4月27日(水)

意見の公表など

意見を受けて修正した場合は、その修正箇所を市ホームページに掲載します。

※提出された意見に個別の回答はしません。

※類似した意見は、趣旨が変わらない程度に編集し、取りまとめたうえで公表する場合があります。

※募集内容と明らかに関係のない意見は、条例(案)に対する意見として取り扱いません。

※個人情報厳正に管理し、公表することはありません。

● 令和4年度 シニアいきいき講座 受講生募集 ●

対象者 市内に住む60歳以上の人

受講料 無料(材料費が必要な講座もあります)

申込方法 市高齢者支援課(市役所西間別館1階)にある申込用紙に記入し、提出してください。市ホームページからダウンロードすることもできます。
 ※ファクス・メールでも申し込みできます。

募集期限 4月25日(月)

※定員を超えた場合は、新規(初心者)や在籍年数が短い人を優先して抽選します。

時間 午前の部=午前10時~正午

午後の部=午後1時30分~3時30分

回数 5月中旬~翌年1月までの全16回程度

会場 市保健センター

講座名	定員	開催日時	講座名	定員	開催日時
※三味線	15	第1・3月曜日 午前	※パッチワーク	15	第1・3水曜日 午後
囲碁	15	第1・3月曜日 午前	※陶芸	20	第1・3水曜日 午後
※絵画	15	第1・3月曜日 午後	身体のケア体操	20	第2・4水曜日 午前
※書道	15	第2・4月曜日 午後	※ちりめん細工	15	第2・4水曜日 午後
社交ダンス	10	第1・3火曜日 午前	民謡舞踊	10	第1・3木曜日 午後
ガンバルーン体操	20	第1・3水曜日 午前	※寄せ植	10	第2・4木曜日 午後

※印がついている講座は材料代が必要です。三味線講座は三味線レンタル可(無料)

※会場の都合で日程・教室などの変更があります。

問合せ 市高齢者支援課元気・長生き係 (☎22-2111 内線1234・1236 FAX 24-9536)

✉ koureisyashien@hitoyoshi.kumamoto.jp

● 国民健康保険の届け出はお済みですか? ●

加入中の健康保険が変更になったときは14日以内に、市市民課国保年金係(市役所西間別館1階2番窓口)に届け出をお願いします。

※手続きには、各種持参していただく書類があります。詳しくはお問い合わせください。

国保に加入するとき

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・職場の健康保険の被扶養者から外れたとき
- ・ほかの市町村から転入してきたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・海外から転入したとき

国保を脱退するとき

- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・家族の健康保険の被扶養者になったとき
- ・ほかの市町村へ転出するとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・海外に転出したとき

加入の届け出が遅れると

加入しなければならない日にさかのぼって国保に加入するため、納税の義務もさかのぼって発生します。また、保険証がない間の医療費は全額自己負担になる場合があります。

脱退の届け出が遅れると

国保税が課税されたままになります。資格がない保険証で病院を受診したときは、国保が負担した医療費を返していただきます。

※修学のため市外に転出する場合は、「学生証」か「在学証明書」、「合格通知書」の写しが必要です。

※児童福祉施設など市外の施設に入所する場合は、「施設入所証明書」が必要です。

問合せ 市市民課国保年金係 (☎22-2111 内線1221・1222)